

米合衆國貨幣委員報告書

第十一号



フタナリ



讀入済

大正十一年四月  
松本 藤澤 譯

第一條

南亞墨利加「アルゼンチン」共和合衆國ノ「ペソ」ニ  
レ「ス」府貨幣ノ制法ヲ論ス  
此國ノ本位貨幣即チ「ドル」ラ「ル」貨幣ノ倍数貨幣ノ制  
法ハ乃チ左ノ如シ

内譯

第一 金貨幣ニシテ其重量ハ「グレイン」三百三十三「リグラム」  
ヲ有チ其純金夾雜ノ成分一千分ノ九百ナルモノハ其價格五  
「ピース」ス「フェルテス」  
「ピース」ス「フェルテス」ハ即チ「ドル」ラ  
云以下此ニ倣ヘニシテ此金貨幣ヲ稱シテ「メ」レ「コ」ロ「ント」号  
ス  
第二 金貨幣ニシテ其重量十六「グレイン」六百六十六「リグラム」  
ハヲ有シ其純金夾雜ノ成分一千分ノ九百ナルモノハ其價格  
十「ドル」ラ「ル」ニシテ而テ此金貨幣ヲ名「コ」ロ「ント」稱ス

第三 金貨幣ニシテ其重量三十三「グレイン」三百三十三「ピリグラム」ヲ有シ其純金夾雜ノ成分一千分ノ九百ナルモノハ其價格二十「ドル」ラルニシテ此金貨幣ヲ名テ「ドル」コロント稱ス

第四條 右ニ陳述シタル金貨幣ノ重量ニ許スヘキ其本量ヨリ増差シ或ハ減差スヘキ「エルロワンス」ハ寛裕准許ト譯ス則或貨幣ノ重量或ハ夾雜ノノ本重量本夾雜ヨリ増シ或ハ減スルコトアルヲ許可シタルモノヲ云以下此ニ倣ヘノ高ハ「ピソフエルト」即チ「トル」タル金貨幣ニハ一千分ノ三ニシテ「メシ」ラコロン「コロン」及「トフル」ヨロンニハ千分ノ二トス

第五條 又該金貨幣ノ夾雜ニ許スヘキ其本金夾雜ヨリ増減スル「エルロワンス」ノ高ハ即チ「ピソフエルト」メシラコロン「コロン」及「ドブル」コロン共ニ皆一千分ノ二十ナルヘシ

第六條 細貨幣ノ制法ハ則チ左ノ如シ

内譯

第一 銀貨幣ニシテ二十「グレイン」一百十「ピリグラム」ノ重量ヲ有チ其純銀夾雜ノ成分一千分ノ九百ナルモノハ其價格一「ピソフエルト」即チ「トル」ラルニシテ此銀貨幣ヲ名テ「ピソフ」プレートト稱ス

第二 銀貨幣ニシテ十二「グレイン」五百「ピリグラム」ノ重量ヲ有シ其純銀夾雜ノ成分ハ一千分ノ九百ニシテ他ノ金屬夾雜物ノ千分ノ一百ナルモノハ其價格五「セント」ニシテ此銀貨幣ヲ名テ「セント」エント、セント「ポスト」稱ス

第三 銀貨幣ニシテ五「グレイン」ノ重量ヲ有シ其純銀ノ成分ハ一千分ノ九百ナルモノハ其價格二十「セント」ニシテ此銀貨幣ヲ名テ「ウエイ」ント、セント「ポスト」稱ス

第四 銀貨幣ニシテニ「グレイ」五百「シ」グラムノ重量ヲ有シ、  
其他銀ノ成分ハ千分ノ九百ナルモノハ、其價格十「セント」ニシ  
テ此銀貨幣ノ名ヲ「ダイズ」セント「ボスト」稱ス

第五 銀貨幣ニシテ一「グレイ」二百五十「シ」グラムノ重量ヲ  
有シ、而テ其純銀夾雜ノ成分一千分ノ九百ナルモノハ、其價格  
五「セント」ニシテ此銀貨幣ヲ名テ「シユ」セント「ボスト」稱ス

第六 又青銅貨幣ニシテ十「グレイ」ノ重量ヲ有シ、其純銅ノ成  
分ハ百分ノ九十五、錫ノ成分ハ百分ノ四ニシテ亜鉛ノ成分ハ  
百分ノ一ナルモノハ、其價格ニ「セント」ニシテ此貨幣ヲ名テ「ド  
ス」セント「ボスト」稱ス

又其夾雜物及ヒ其割合ハ「ドス」セント「ボスト」ニ同シウシテ其重  
量五「グレイ」ナルモノハ、其價格一「セント」ニシテ此貨幣ヲ稱  
テ「アン」セント「ボスト」稱ス

第七條 右ニ陳述シタル銀貨幣及ヒ銅貨幣ニ許シタル其重量  
ヲ其本量ヨリ増減スルヲ得ヘキ「エル」ロワン「ス」ハ即チ左ノ如  
シ

一「ドル」ラ「ル」ノ銀貨幣ニハ千分ノ三、五十「セント」及ヒ二十「セン  
ト」ノ銀貨幣ニハ千分ノ五、十「セント」ノ銀貨幣ニハ千分ノ七、五  
「セント」ノ銀貨幣及ヒ二「セント」一「セント」ノ青銅貨幣ニハ千分  
ノ十ナルヘシ

第八條 又銀貨幣ノ夾雜ニ許スヘキ其銀夾雜ヲ其本銀夾雜ノ  
成分ヨリ増減スルヲ得ヘキ「エル」ロワン「ス」ハ即チ一「ドル」ラ「ル」  
ノ銀貨幣ニ千分ノ二十五「セント」二十「セント」十「セント」及ヒ五  
「セント」ノ銀貨幣ニ千分ノ三十ナルヘシ

第九條 總テ賣買取引上ニ於テ貨幣ヲ請取ルノトキニ當リ、其  
請取ル所ノ金額二十「ピ」ソ「ス」ヲ「エル」テ「ス」即チ二十「ドル」ラ「ル」

ヲ超過スルトキハ、此金額ヲ請取ル人、宜シク銀貨幣ニテハ  
一「ユロシ」即チ十「ドル」ラレヨリ多クヲ請取ラサルノ權アルヘ  
シ、又青銅貨幣ニテハ一「ドル」ラレヨリ多クヲ請取ラサルノ權  
アルヘシ

第二編

貨幣鑄造ノ制法ヲ論ス

第一章

第十條 金貨幣及ニ銀貨幣ニ包含スル夾雜物ハ必ス銅ヲ用ユ  
ヘシ、又各種貨幣ノ直徑ハ宜シク其重量ノ大小ニ比例シテ此  
ヲ適宜ニ變化スヘシ、而テ成丈ケ其使用ノ間ニ損傷ナカラシ  
メンカ為ノ最モ之ヲ便宜ニ鑄造スヘシ

第十一條 貨幣ノ表面ニ於テ此國ノ徽号ヲ鈴シ並ニ「リパブリ  
カ、アルゼンチン」アルゼンチン共和政治ト譯スノ題詞及ニ其  
鑄造シタル年ヲ鈴著スヘシ、又其裏面ニ於テ自主自由ヲ表章  
スル所ノ比喻ノ形象、即チ帽子形ヲ鈴シ並ニ「リバル」テツトナ  
ル言葉及ニ其貨幣ノ名稱價格夾雜ヲ鈴著スヘシ  
又貨幣ノ容量ノ稍大ニシテ之レニ鈴著スルニ餘裕アルモノ

ニハ隱起彫ニテ「イグエルデット」ト云フ、ラリ「法律上ヨリ見  
ルトキハ人皆同等ナル義」ト稱スル邊字ヲ其貨幣ノ邊縁ニ鈐  
著スヘシ

又貨幣ノ直徑甚タ小ナルカ故ニ其表面ニ於テ此國ノ徽号ヲ  
鈐スルコト能ハサルモノニハ、該國章ノ代リニ其貨幣ノ中央  
ニ於テ自主自由ヲ表章スル所ノ比喻ノ帽子形ヲ鈐スヘシ

第十二條 貨幣ヲ鑄造スルニ當リ、貨幣ノ極印ハ其最モ緊要ノ  
モノナルカ故ニ、此レヲ製作スルニハ宜シク我國大統領ノ命  
令ヲ以テ名エテ内國或ハ外國ニ求メテ此ヲ製作セサルヘカ  
ラス

又貨幣極印ノ既ニ摩耗用壞シタルトキハ大統領タルモノ宜  
シク適宜ノ法方ヲ制定シテ以テ之ヲ盡ク該極印ヲ徵集シ而テ此  
ヲ滅毀スヘシ

天

第十三條 造幣者ノ既ニ貨幣ヲ鑄造シ此ヲ検査局ヘ廻送スル  
トキハ造幣局々長タルモノハ其廻送シタル貨幣ノ各分量中  
ヨリ適宜ニ或貨幣ヲ撰拔シ試金者ヲシテ此ヲ試金検査セシ  
メ以テ該造幣者ノ言所ノ如ク該貨幣ノ重量及ニ夾雜物ノ果  
シテ造幣局條例ニ由テ制定シタル重量及ニ夾雜物ニ適合ス  
ルヤ否サルカヲ確認スヘシ

第十四條 造幣局ノ局長タルモノハ宜シク、第十四條ノ義ニ偏  
頗スルコトナク、其鑄造シタル貨幣ヲ試金検査スルニ當リ、金  
貨幣銀貨幣ヲ論セス一般ニ試金者ヲシテ其貨幣ノ一千個中  
ヨリ一個ノ貨幣ヲ拵テ之ヲ試金セシムヘシ

右ニ陳述シタル所ノ方法ニ由テ每一千個ノ貨幣中ヨリ一個ノ貨幣ヲ取出シ此ヲ試金検査シ、而テ其検査ヲ徑タル一個ノ貨幣ヲ集合シテ、一個ノ小包ト為シ、而テ此レヲ封印シ、其ノ此レヲ鑄造シタル年月日ト該貨幣ヲ取出シタル本株貨幣ノ總計即チ鑄造シタル貨幣ノ總額ヲ書シ、及ヒ局長試金者ノ實印ヲ押シ、而テ後チ此貨幣ノ小包ヲ各造幣局ノ金庫ニ藏メ置クヘシ

第十五條 第十四條ニ從テ造幣局金庫ニ藏メタル貨幣ヲハ各年ノ終リ毎ニ必ス造幣局ヨリ此ヲ内務卿ニ廻送スヘシ、内務卿ハ又該貨幣ヲ以テ農務卿ノ検査ニ附ス、農務卿ハ即チ四人ノ陪審委員ト共ニ該貨幣ノ重量及ヒ夾雜ノ法律ニ由テ制定シタル重量及ヒ夾雜ニ適合スルカ否ラサルカヲ精密ニ試金検査スヘシ

既ニ其検査ヲ徑テ、該貨幣ノ法律ニ由テ確定シタル條目ニ適合セサルコトアルトキハ、則チ該貨幣ヲ鑄造シタル造幣者ノ名簿ヲ編作シ之ヲ内務省ニ報告シ、而テ該造幣者ハ義務ヲ輕シ不正不實ノ貨幣ヲ鑄造シタル罪アルカ故ニ各其罪ニ應シテ此ヲ罰スヘシ

第二章

造幣局ノ制法ヲ論ス

第十六條 此国大藏省用ノ供給ノ為メ、ニツノ造幣局ヲ設立シ  
テ以テ國貨幣ヲ鑄造スヘシ、其一ハ「メノス、マヒール」府ニ於  
テ設立シ、又其一ハ「サルタ」府ニ於テ設立スヘシ  
貨幣ニ鑄造スル所ノ金屬ハ宜シク其便利ニ從テ内國或ハ外  
國ヨリ運輸スヘシ、而テ該金屬ヲ兩造幣局ニ買入ル、ノ時ニ  
當リ、大統領ハ預カンメ兩造幣局ヨリ払出スヘキ該金屬ノ最  
大ノ價格ヲ確定スヘシ  
譯者「クロスビー」氏云ク此處ニ第十七條ヲ脱シタルモノハ蓋  
シ傳寫ノ誤リナラン

第十八條 各個人(即チ私ノ人民)ノ金鑛或ハ金粉ヲ持來リ貨幣  
ニ鑄造センコトヲ請トキハ、造幣局ニ於テハ先ツ此ヲ檢査シ

テ、其金鑛或ハ金粉ノ價格五十「ドル」ラレニ下ラスシテ、又其夾  
雜ノ少ナキヨリ貨幣ニ鑄造スルコト能ハサルカ如キニ至ラ  
ザルトキハ、宜シク此ヲ請取テ以テ貨幣ニ鑄造スヘシ  
又其金ニ銀ノ混合アリト雖モ、其銀ノ成分甚タ些少ナル故  
ニ有益ニ此ヲ分離スル能ハサルトキハ、即チ其銀成分ノ價直  
ハ其持主ニ払ハスシテ可ナリトス  
第十九條 前條ニ陳述スル如ク各個人ノ貨幣ニ鑄造センカ為  
メ金塊ヲ持來ルトキハ其造幣局ニ於テハ此ヲ試金シタル後  
チ其持主ノ諾スヘクシハ、其造幣局ノ局長タルモノハ該金塊  
ヲ貨幣ニ鑄造スルヲ待タスシテ、其局所藏ノ貨幣ヲ以テ該持  
主ニ其金塊ト鈞合ノ價直ヲ報償スルヲ得ヘキナリ  
第二十條 又各個人ノ金及ヒ銀ヲ該造幣局ニ持來リ、其試金作  
業ヲ徑テ、此ヲ純金銀ノ小塊ニ變化センコトヲ請ヒ、或ハ金ト



銀 混合物ヲ持来リ、此ヲ分離センコトヲ請フトキニ當リ、其金  
ノ重量ハ二百グラムニ下ラザルトキハ則チ之ヲ請諾スヘシ  
五キログラムニ下ラザルトキハ則チ之ヲ請諾スヘシ  
金銀塊ノ試金ヲ得タルモノ、及ヒ該造幣局ニ於テ試金作業ヲ  
径タル後小塊ニ製作シタルモノハ皆此レニ其重量夾雜ト與ニ  
其試金作業ヲ為シタル年月日並ニ其試金者ノ姓名及ヒ各小  
塊ニ應スル所ノ番号ヲ彫刻セサルベカラス

第二十一條 十八條及二十條ニ由テ各個人ノ其所有ノ金屬ヲ  
以テ或ハ貨幣ニ鑄造センカ為メ、或ハ精製シテ以テ純金屬ニ  
為センカ為メ、或ハ混合物ヲ分離センカ為メ、該造幣局ニ持来  
ルトキハ其局ノ局長タルモノハ宜シク該金屬持主ノ目前ニ  
於テ其重量ヲ秤ルベシ、若シ局長ノ不在或ハ不快ノトキハ其  
代理者ヲシテ此ヲ秤ラシムヘシ、而テ後チ其金屬ノ等級、重量、

及ヒ此ヲ製作スルノ目的(即チ貨幣ニ鑄造スヘキカ或ハ純金  
屬ニ精製スヘキカ或ハ混合物ヲ分離スヘキカ)ヲ記載スル所  
ノ收票ヲ其持主ニ渡スヘシ  
又各個人ノ持来リタル金銀ニ種々下等金屬ノ夾雜(即チ定規  
ニテラザル下等金屬ノ夾雜ヲ云)アルカ故ニ、先ツ此ヲ精製シ  
テ以テ其下等金屬ヲ分離スルニテラサレハ其金銀正當ノ重  
量ヲ知ル能ハサルトキハ、必ス其精製分離ノ作業ヲ徑タル後  
ノ重量、即チ其造幣局々長ノ渡シタル收票ニ由テ保証スル所  
ノ重量ヲ以テ其本重量ト認メサルベカラス  
第二十二條 各個人ノ造幣局ニ持来リタル金屬ノ既ニ其條例  
ニ由テ確定シタル作業ヲ徑タル後此ヲ其持主ニ返却スルノ  
順序ハ、宜シク其回ト此ヲ請取リシトキノ順序ニ從フヘシ  
第二十三條 第二十一條ニ由テ確定シタル方法ニ從テ該造幣

局ノ試金ヲ徑テ而テ該局ノ保証收票ヲ有スル所ノ金及ヒ銀塊ハ、双方ノ便示ト認ムルトキハ此ヲ貿易取引上ニ使用シテ可ナリトス、サレバ該金銀塊ヲ貿易取引上ニ使用スルニ當リ、其價格ハ宜シク當時ノ其市價ヲ以テ取引スヘシ、國立銀行ニ於テモ亦其準備金ノ總額ノ四分ノ一ハ造幣局ノ保証スル所ノ該金及ヒ銀塊ヲ備ヘテ可ナリトス

第二十四條 該造幣局ニ於テ使用スル要用ノ權衡秤錘ハ行政局ヨリ造幣局事業ノ大小ニ從テ適當ノ權衡秤錘ヲ賦與シ、必ス各造幣局ノ金庫ニ於テ一權衡一秤錘ヲ備ヘシムヘシ

第二十五條 該造幣局ノ各個人ノ請求ニ應テ其運輸シタル金及ヒ銀塊ヲ貨幣ニ鑄造シ、國璽ヲ鈐シテ此ヲ流通貨幣ニ為スカ如キ、或ハ古昔ノ貨幣ヲ以テ當時ノ通貨ニ改鑄スルカ如キ、或ハ外國ノ金銀貨幣ヲ以テ內國ノ通貨ニ精製改鑄スルカ如

キハ、其鑄造スル貨幣ノ合法貨幣ナルモ否ラザルモ、該鑄造作業ノ稅ヲ各個人ニ課賦スルコトナカルヘシ  
該造幣局ヲ設立スルトキハ行政局ヨリ、該局ニ於テ各個人ノ請ニ應シテ工作スル所ノ精製分離試金等他ノ作業他ノ作業ト云モノハ通貨幣ニ鑄造スルノ作業ニアラサルモノヲ云ノ為ノ課賦スヘキ稅ノ稅則案ヲ制定スヘシ

第三編

該造幣局々内管理ノ法制ヲ論ス

第一章

一般ノ條例

第二十六條 右ニ陳述スル所ノ制法ヲ以テ設立シタル造幣局ハ、即チ農務卿ノ直轄スルモノトス

第二十七條 各造幣局ノ有司傭人ハ、宜シク一人ノ局長一人ノ造幣者一人ノ試金員精製者一人ノ鍍鑲者及ヒ其屬員タルヘシ、而テ其屬員ノ負數及ヒ給料ハ前以テ條例ヲ制定シ此ニ由テ確定スヘシ

第二十八條 造幣局ノ局長及ヒ其他重任ノ傭人タルモノハ、必ス正實ニ其職務ヲ尽スヘキコトヲ保証スル所ノ證書ヲ入レ、該局々内ノ定規ニ從テ其財産ヲ抵當トナサ、ルヘカラス

第二編

局長ノ職務ヲ論ス

第二十九條 造幣局局長ノ為スヘキ職務ノ品節條目ハ即チ左ノ如シ

第一 各々其管掌スル所ノ造幣局ノ傭人ヲ監督シ正實ニ其職務ヲ仕遂ケシムヘシ

第二 該造幣局ニ於テ各個人ノ為メニ試金分離精製等ノ作業ヲ為ストキハ即チ定規ノ稅ヲ課賦シ而テ此ヲ正實ニ監守スヘシ

第三 種々ノ作業ヲ得ンカ為メ金銀塊ヲ以テ該造幣局ニ運輸スルトキハ即チ之ヲ受取メ適當ノ抵當証書ヲ入レテ之ヲ監守スヘシ、然レモ此ヲ工作センカ為メ既ニ傭人ニ渡シタル金銀塊ハ此例ニアラス

第四 金銀塊ニ種々ノ作業ヲ加ヘテ之ヲ製作センカ為メ僱人ニ渡ストキハ、必ス其僱人ヲシテ該金屬ノ品級及ヒ重量ヲ記スル所ノ請取証書ヲ入レシムヘシ

第五 各個人ノ其所有ノ金屬ヲ製作センカ為メニ此ヲ造幣局工運送スルトキハ、即チ其金屬ノ請取証書ヲ渡スヘシ

第六 三ヶ月毎ニ一度各造幣局ニ於テ工作シタル事業ノ明細表ヲ編成シ而テ此ヲ行政局ヘ報告スヘシ

第七 各造幣局ニ於テ一時非常ノ工作ノ為定負ノ外ニ工人ヲ要スルトキハ、此ヲ大統領ニ窺ヒ其許可ヲ得テ人負ヲ増スヘシ、又該工人ノ不品行ナルカ或ハ其職務ニ任ヘサルトキハ、即チ此ヲ放免シテ而テ他ノ工人ヲ代用スルノ權アルヘシ

第八 一周年間ニ其造幣局ニ於テ工作シタル事業ノ年報ヲ編成シ、此ヲ大統領ニ報告シテ以テ該造幣局作業工作ノ制法ニ

為シタル改良進歩ヲ著ハスヘシ

第九 上文ニ陳述シタル職務ノ外、造幣局ノ局長タルモノハ、又大統領ノ台命ヲ以テ制定シタル造幣局々内ノ條例ニ由テ確定シタル他ノ義務モ亦正實ニ之ヲ尽サルヘカラス

第三十條 該造幣局事業工作ノ為メ局長ニ委託シタル金額、及ヒ其金額ヲ使用シタル方法ニ関シテ大統領ヨリ疑問アルトキハ、其局長タルモノ自カラ出テ監守私ナク使用其適當ヲ得タルヲ詳カニ陳スルノ責任アルヘシ

第三十一條 大統領ノ制令ニ從ヒ其造幣局ニ於テ其諸作業ニ適當シタル會計法ヲ制定シ各作業課ヲシテ各々其作業ニ関スル所ノ一種ノ小會計簿ヲ作ラシメ、而テ後又局長ヲシテ該會計法ニ由テ確定シタル條理ニ基テ、其造幣局總事業ノ全會計簿ヲ編成セシムヘシ

第三章

各造幣局ノ試金者及ヒ其他傭人ノ義務ヲ論ス

第三十二條 試金者ノ為スヘキ義務ノ條目品節ハ即チ左ノ如

シ

第一 局長ヨリ是ヲ試金センカ為メ金屬ヲ渡ストキハ、其金屬ノ到<sup>底</sup>其造幣局ニ於テ制作スルモノナルモ、或ハ唯其夾雜ヲ知ラシカ為メ持来リシモノナルモ、此レニ関セスシテ之ヲ請取り試金スヘキモノトス

第二 既ニ其試金作業ヲ終ルトキハ、其成果ノ明細証書ヲ作テ局長ニ報スヘシ

試金者ハ又正實ニ其作業ヲ仕遂ケ、而テ其實際工作シタル作業ノ其調印シタル所ノ明細証書ト分毫モ相違ナキコトヲ保証スルノ責任アルヘシ

一三

第三十三條 鑄鑄者ノ尽スベキ義務ノ品節條目ハ即チ左ノ如

シ

第一 鑄鑄者タルモノハ金屬ヲ精製分離スルカ如キ、或ハ之ヲ貨幣ニ鑄造センカ為メ法律ニ由テ確定シタル夾雜物ヲ抱合シテ以テ金塊及ヒ銀塊等ニ製作スルカ如キ、諸作業ヲ局長ヨリ委任サル、トキハ彼是ヲ論ゼス、尽ク之ヲ為サルヘカラ

ス

第二 其事業工作ニ関係シタル事物ヲ録スヘキ一個ノ帳面ヲ作リ、其請取りタル金屬ノ重量品位ト既ニ其作業ヲ<sup>経</sup>テ金屬塊ニ製作シタルモノ、重量品級ト明細ニ記載スヘシ  
又鑄鑄者タルモノハ金屬ヲ請取り其作業ヲ<sup>経</sup>テ之ヲ局長ニ返却スル迄ハ此ヲ監守シ若シ損失アルトキハ贖ハサルベカラサルノ責任アルヘシ、且ツ其作業工作ノ其條例ニ相違ヒサ

ルコトヲ保證スルノ義務アルヘシ

第三十四條 造幣者ノ義務

造幣者タルモノハ其造幣作業ヲ為スニ當リ緊密ニ其條例ヲ遵奉スヘシ、而テ其請取ル所ノ金屬ヲ以テ貨幣ニ鑄造シ終リ、之ヲ局長ニ渡ス迄ハ、之ヲ監守シ損失アラハ又贖ハサルヘカラサルノ責任アルヘシ

第四編

造幣局創業ニ當リ一時施行スヘキ假條例

第三十五條 上文ニ陳述シタル制法ニ從テ造幣局ヲ設立スルトキハ、貨幣鑄造ノ為メ該局ニ於テ要用スル所ノ機械器具ハ即チ大統領ヨリ其最モ精工ニシテ且輕便ナルモノヲ賦與スヘシ

第三十六條 既ニ其造幣局ヲ設立シ而テ機械器具其他一切ノ

支度全備シ其事業ヲ始ムルニ至ルトキハ、連ニ現今流通スル所ノ内國製ノ通貨ナル金銀及ヒ銅貨幣ヲ徵集シ而テ之ヲ精製シテ以テ新貨幣ニ改鑄スヘシ

第三十七條 外國貨幣ニシテ諸官署ニ保有スルモノ、及ヒ國立銀行ノ準備金ノ一部分トシテ貯備スル所ノモノハ、悉ク該造幣局ニ運論シ之ヲ精製シテ以テ内國新貨幣ニ改鑄スヘシ

第三十八條 大統領ハ宜シク其鑄造スヘキ所ノ各品級ノ銀貨及ヒ銅貨幣ノ分量ヲ確定スヘシ、其分量ハ即チ左ノ定規ヲ超過スヘカラス

銀貨幣ノ分量ハ此國人民ノ一人ニ附キニ「ドル」ラレノ價格ヲ過クヘカラス

銅貨幣ノ分量ハ一人ニ附キ四十「セント」ノ價格ヲ超過スヘカラス

第三十九條 大統領ハ又外國貨幣ニシテ尚我共和合衆國ニ流通セシムヘキモノハ價格ヲ確定スヘシ其ノ此ヲ確定スルニハ必ス該貨幣ノ含有スル所ノ純金及ヒ純銀ノ成分ヲ計算シ而テ前章ニ陳述シタル條例ニ由テ制定シタル本位貨幣ニ基テ整理セサルヘカラス

第四十條 新國貨幣ヲ鑄造シ此ヲ以テ世間ニ流通セシムルノ後ハ外國銀貨幣ハ持リ此制法ノ第九條ニ於テ細貨幣即チ銀貨及ヒ銅貨ノ取引ニ関シテ確定シタル割合ヲ以テ取引スルヲ得ヘシ其割合ヲ知ラント欲セハ第九條ヲ参考スヘシ

第四十一條 大統領ノ該制法ヲ實地ニ施行スルニ當リテ用費スル所ノ金額ハ即チ國幣ヨリ之ヲ供給スルヲ得ヘシ

第四十二條 該制法案ヲ以テ行政局ヘ廻送シ之ヲ實際ニ施行スヘシ

一千八百七十五年九月二十三日ニ於テ「メノス、アヒレー」ス府ニ會シタル「アルゼンチン」共和合衆國々會ノ議決ニ由テ此ヲ制定ス

マリヤノ、アコスタ  
ゼ、メンシマミン、ゾー、ラ、ヌガ

上院ノ書記官

カールロス、エム、サラビヤ

下院ノ書記官

ミグエル、ソロンド

上文ニ陳述スル所ノ制法ハ此國ノ一法律ト確認シ記録局ニ於テ此ヲ公告シ而テ又其國簿ニ記載シ置クヘシ

エ、メ、テ、子、タ

アルゼンチン共和合衆國「ベノスアエロース」府農務省

千八百七十五年十月三十日

臣等謹テ書テ我共和合衆國農務卿「ドクトル、デールカス、ゴンザ  
リズ」閣下ニ奉ル

臣等辱シケナク君ノ委托ヲ蒙リ其委托ノ大任ニ勝ヘサランコ  
トヲ恐レ日夜千思万考彼國會ノ議決ニ由テ制定シタル貨幣法  
ヲレテ實際ニ直接ノ成功アラシメンカ為メ其最モ輕便ニシテ  
現今實際行ハルヘキノ方法ヲ工夫スルヤ既ニ久シ、而テ今該制  
法ノ條例ニ循テ左ニ陳述スル所ノ金銀貨幣ヲ確定スルヲ得タ  
リ、故ニ臣等今敢テ閣下ノ該貨幣ヲ以テ合法貨幣トナシ之ヲ我  
合衆全國ニ公告センコトヲ勸諭ス、蓋シ臣等ノ之ヲ勸諭スル所  
以ノモノハ則チ該貨幣ハ上文ニ陳述シタル制法ニ由テ確定シ  
タル貨幣ノ本位ヲ以テ應用スヘキ價格ヲ有フコトヲ確信スル



カ故ナリ、即チ其貨幣ハ左ノ如シ

金貨幣

其價格二十「ソール」スノ「ベリユウ」國貨幣ニシテ其重量ハ三十二  
「グレイ」ン小數ニ五八ヲ有シ而テ其純金ノ本量一千分ノ九百十  
ルモノハ「新制法」ノ條例ニ從テ「十九」ドルラ「三五」五ナリ

其價格二万「レロス」ノ「ブラジ」國貨幣ニシテ十七「グレイ」ン小數  
九二六ノ重量ヲ有シ而テ其純金ノ本量千分ノ九百十六三分ノ  
二ナルモノハ「十」ドルラ「九五」五ナリ

合衆國ノ「イーグル」貨幣ニシテ十六「グレイ」ン小數七一七ノ重量  
ヲ有シ而テ其純金ノ本量千分ノ九百ナルモノハ「十」ドルラ「零」  
三ナリ

十五「グレイ」ン小數二五三ノ重量ヲ有シ純金ノ本量千分ノ九百  
ナル所ノ「シラ」國ノ「コンドル」貨幣ハ「九」ドルラ「一五」ナリ

スペイン「ドルラ」貨幣ニシテハ「グレイ」ン小數三三六ノ重量ヲ  
有シ而テ其純金ノ本量千分ノ九百ナルモノハ「五」ドルラ「ナリ」  
英國「ソベリン」貨幣ニシテ七「グレイ」ン小數九八一ノ重量ヲ有シ  
而テ其純金ノ本量千分ノ九百十六三分ノ二ナルモノハ「四」ドル  
ラ「八八」ナリ「二十」フランクスノ「仏國」貨幣ニシテ六「グレイ」ン小  
數四五一ノ重量ヲ有シ而テ其純金ノ本量千分ノ九百ナルモノ  
ハ「三」ドルラ「八七」ナリ

銀貨幣

「シラ」國ノ本位貨幣ニシテ二十五「グレイ」ンノ重量ヲ有シ而テ其  
純銀ノ成分千分ノ九百ナルモノハ「ドルラ」ノ小數九二ナリ  
「ベリユウ」國ノ「ソール」該國ノ本位貨幣ハ二十五「グレイ」ンノ重量  
ヲ有シ而テ其純銀ノ本量ハ千分ノ九十ナルガ故ニ「ドルラ」  
ノ小數九二ナリ

「ボリビヤ國ノ貨幣ニシテ二十五「グレイ」ノ重量ヲ有シ「世間ニ  
稱スル所ノ重量ハ即チ五百グレイ」其純銀ノ本量ハ千分ノ九  
百ナルモノハ「ドルラ」ノ小数九二十ナリ  
「ボリビヤ國貨幣ニシテ二十「グレイ」ノ重量ヲ有シ「世間ニ稱ス  
ル所ノ重量ハ四百グレイ」而テ其純銀ノ本量ハ千分ノ九百ナ  
ルモノハ「ドルラ」ノ小数七四零ナリ  
上ニ陳述シタル外國貨幣ノ倍數貨幣及ニ約數貨幣ノ價格ハ即  
チ該貨幣價格ノ比例ヲ以テ之ヲ確定スルヲ得ヘキナリ  
臣等閣下ノ委托ヲ蒙リ新制法ニ從テ貨幣ノ價格ヲ制定スルニ  
當リ「特リ金」ヲ「銀」貨幣ヲ舉ゲサル所以ノ理ヲ今閣下ニ報道セ  
ント欲ス該貨幣ノ價格ニ関シテハ委員中說區々ニシテ一決セ  
ス蓋シ其價格ヲ制定スルコトノ若シ宜キニ適セサルトキハ「理  
財上ニ混雜ヲ生スルノ恐レマルカ故ニ臣等敢テ恣ニ之ヲ決定

スルヲ好マス唯委員中ニ發生シタル諸說ヲ舉テ閣下ニ報告ス  
ルヲ以テ臣等委員ノ義務ト信スルナリ「ウリボリユウ」エ「ガ」  
ノ二氏ハ「フランス」貨幣ハ國ノ異ナルニ從テ變化スルモノナルカ  
故ニ今此レニ一定ノ價格ヲ確定スルトキハ其幣害ヲ生スルハ  
必然ノ理ナルニ由リ恐ラクハ後來該貨幣ヲ使用スルモノ漸次  
ニ減少シ到底世間ニ流通セサルニ至ルヘシ既ニ然ルヲ信スル  
トキハ寧ロ之ヲ廢止シ其通常取引上ノ市價ヲ以テ特クニ貿易  
上ニ使用スル己ノ弊害ヲキニ如カサルコトヲ主張セリ  
「リストラ」氏ハ此說ニ同意セズ金「フランス」貨幣ハ今日既ニ合法通  
貨トシテ人ノ取引スルモノニシテ此國ノ諸官署及ニ人民ノ間  
ニアルモノモ亦少ナシトセス而テ其ノ此ヲ取引スルトコロノ  
價格ハ即チ固ト該貨幣ヲ以テ通貨ト為シタルトキノ條例ニ從  
テ十六「ドルラ」ノ價格ナリ今此ヲ新制法ニ由テ確定シタル本

位ヲ以テ計算スルトキハ十五ドルラ七五ニ適合スルコト既ニ明ラカナルカ故ニ之ヲ通貨トシテ流通ヤシメテ可ナリ、決シテ廢止スヘカラスト主張セリ

「フランス貨幣ニ関シテハ臣等委員中ニ於テ此ノ如ク説兩歧ニ分ル、ニ至レリ、臣等未タ何レノ是ナルヲ知ラス、唯閣下ノ英断ヲ以テ撰用スル所ノ俟ナリ

政府ハ将来ニ於テモ亦其他ノ外國金或ハ銀貨幣ニシテ其夾雜ノ定規ニ下ラサルモノ、我共和合衆國ニ流通ヤシメテ便利ト確信スルモノハ尽ク合法通貨タルヘキヲ公告スルヲ得シトス

又臣等委員ノ令政府ニ向テ切ニ勸言スル所ノ條目ハ即チ其夾雜物ノ定規ニ適合セザル不正不實ノ貨幣ヲハ尽ク我共和合衆國內ニ流通スルヲ禁止スヘキコト是ナリ、乃チ「メルガレ」及ヒ「ゴートロスト」ト稱スル「ボリビヤ」國貨幣ノ如キハ皆其夾雜物

ノ定規ニ適合セザルモノナルカ故ニ宜シク今日ヨリ其通用ヲ禁止スルノ布令ヲ發スベシ、然リト虽モ又該貨幣ヲ以テ合法通貨ニ更換スルノ道ナカルベカラス、之ヲ更換スルノ方法ハ我國立銀行ノ諸分局租稅局及ヒ公私ノ會社等ニ於テ其真價ヲ以テ此ヲ合法通貨ニ更換スベシ

臣等又此制法ノ既ニ政府ノ認許ヲ得テ各地方ニ公告スルトキハ其公告ノ達スル日ヨリシテ之ヲ遵奉シ而テ該制法條例ニ背違スル所ノ舊條例ハ其日ヨリ盡ク之ヲ廢止スベキヲ希望スルナリ

貨幣検査委員

- エヌ、ヅー、ラ、レ、ト、ラ
- フランシスコ、ウリボリ
- エウピー、エゴータ

農務卿

ドクトル、デー、ルカス、ゴンザリス殿

二〇

アルゼンチン共和衆國「ベノスアエイレ」ス府農務省

千八百七十六年七月六日

貨幣ノ制法ニ非常ノ改革ヲ起シ千八百七十五年九月二十三日ニ於テ「ベノスアエイレ」ス府ニ會合シタル國會ノ議決ヲ得テ同シク二十九日ヲ以テ終ニ新制法ヲ制定シタルカ故ニ大統領ハ速カニ此ヲ我共和全合衆國ノ規定ノ制法トナシ實際ニ施行シ直接ノ成功アラシコトヲ希圖シ、該制法ノ條例三十九條ニ從テ公告スルユト左ノ如シ

第一條 左ニ陳述スル所ノ金及ニ銀貨幣ハ我共和全合衆國ノ合  
法通貨ト議決シタルカ故ニ疑エトナク左ノ價格ヲ以テ之ヲ  
取引スベシ

金貨幣

其價格二十「ソール」スノ「ペリユウ」國貨幣ニシテ、其重量ハ三十二

「グレイン」小数二五八ヲ有シ、而テ其純金ノ本量一千分ノ九百十  
ルモノハ「新制法」ノ條例ニ從テ、十九「ドル」ラシ三五五ナリ  
「スパニス」アメリカ「カ」ヲ「ンス」貨幣ニシテ、二十七「グレイン」ノ重量ヲ  
有シ、而テ其純金ノ本量ハ千分ノ八百七十五セルモノハ、十五  
「ドル」ラシ七五ナリ  
其價格ニ万「レ」ヒスノ「ブラジ」國貨幣ニシテ、十七「グレイン」ノ小数  
九二六ノ重量ヲ有シ、而テ其純金ノ本量千分ノ九百十六三分ノ  
二ナルモノハ、十「ドル」ラシ九五五ナリ  
合衆國ノ「イ」クル「ル」貨幣ニシテ、十六「グレイン」ノ小数七一七ノ重量  
ヲ有シ、而テ其純金ノ本量ハ千分ノ九百ナルモノハ、十「ドル」ラ  
シ零三ナリ  
「シ」ラ國ノ「コン」ド「ル」貨幣ニシテ、十五「グレイン」ノ小数二五三ノ重量  
ヲ有シ、而テ其純金ノ本量ハ千分ノ九百ナルモノハ、九「ドル」ラ

シ十五ナリ  
「ス」ペイン「ドル」ラ「ル」貨幣ニシテ、八「グレイン」ノ小数三三六ノ重量ヲ  
有シ、而テ其純金ノ本量ハ千分ノ九百ナルモノハ、五「ドル」ラシ  
ナリ  
英國ノ「ソ」ベリ「ン」貨幣ニシテ、七「グレイン」ノ小数九八一ノ重量ヲ有  
シ、而テ其純金ノ本量ハ千分ノ九百十六三分ノ二ナルモノハ  
四「ドル」ラシ八八ナリ  
其價格ニ十「フラン」クスノ「仏」國貨幣ニシテ、六「グレイン」ノ小数四五  
一ノ重量ヲ有シ、而テ其純金ノ本量ハ千分ノ九百ナルモノハ  
三「ドル」ラシ八七ナリ  
銀貨幣  
「シ」リヤ國「ドル」ラ「ル」貨幣ニシテ、二十五「グレイン」ノ重量ヲ有シ、而  
テ其純銀ノ本量ハ千分ノ九百ナルモノハ「新制法」ノ條例ニ從テ

「ドルラ」ノ小数九十二ナリ

「ペリユウ」國ノ「ソール」貨幣ニシテ、二十五「グレイ」ノ重量ヲ有シ、而テ其純銀ノ本量ハ千分ノ九百ナルモノハ、「ドルラ」ノ小数九十二ナリ

「ポリビヤン」ドルラ貨幣ニシテ、二十五「グレイ」ノ重量ヲ有シ、而テ「世間」ニ稱スル所ノ該貨幣ノ重量ハ五百「グレイ」其純銀ノ本量ハ千分ノ九百ナルモノハ、「ドルラ」ノ小数九十二ナリ

「ポリビヤン」ドルラ貨幣ニシテ、二十「グレイ」ノ重量ヲ有シ「世間」ニ稱スル所ノ該貨幣ノ重量ハ四百「グレイ」トス、而テ其純銀ノ本量ハ千分ノ九百ナルモノハ、「ドルラ」ノ小数七十四ナリ

第二條 「ポリビヤン」國貨幣ニシテ、「メルガレジヨス」及「カートロスト」稱スルモノ、又他ノ外國貨幣ニシテ重量ノ不足ナル者或ハ夾雜物ノ其定規ニ下リテ新制法ノ條例ニ適合セサルモノ

二二

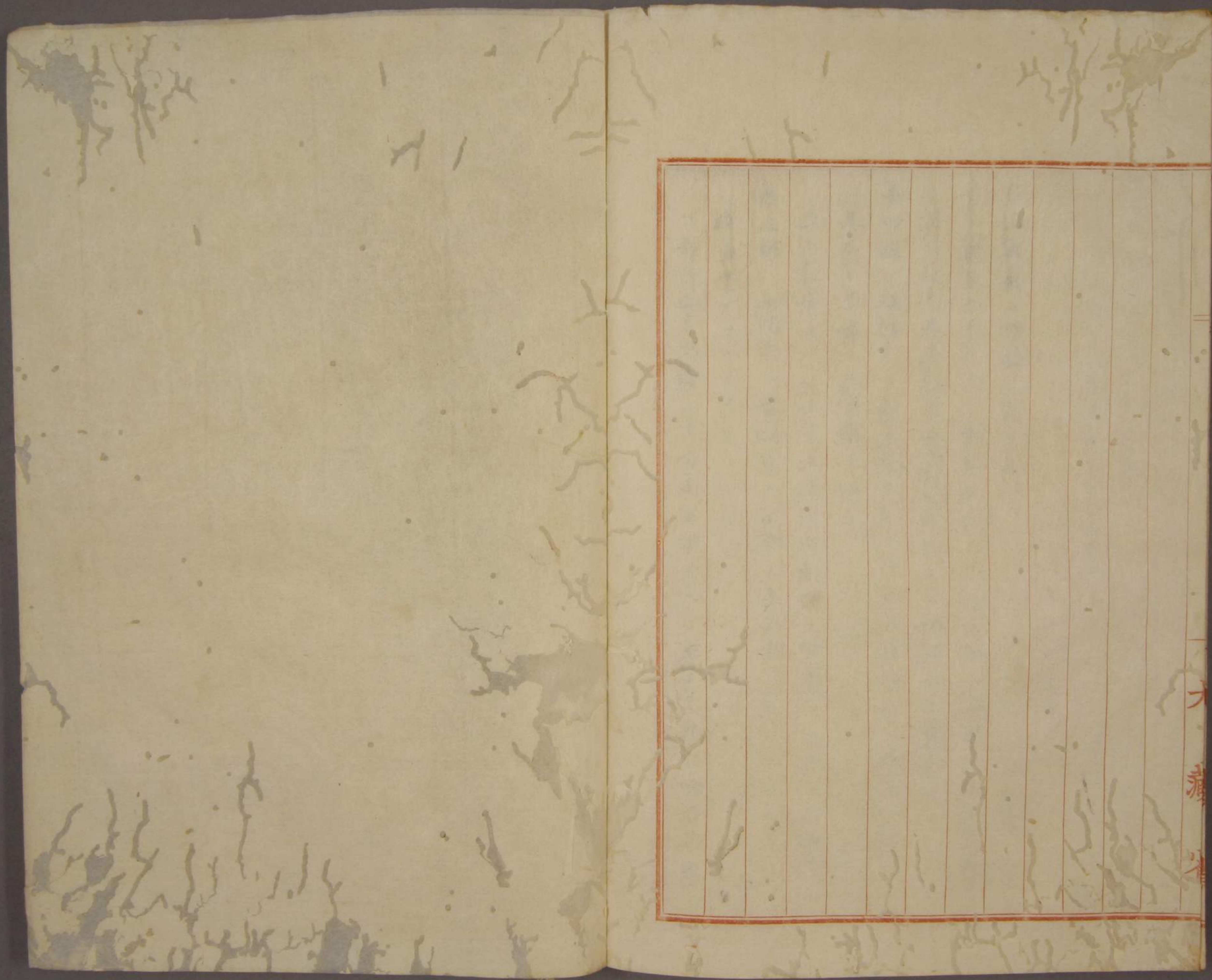
ハ悉ク之ヲ改鑄シテ合法貨幣トナシ、決シテ我共和衆國ニ流通セシムルコト勿レ

第三條 此制法ハ各地方ニ公布シ、其公告ノ達スル日ヨリシテ之ヲ遵奉スヘシ、而テ又該制法條例ニ背違スル所ノ曰條例ハ其日ヨリ悉ク之ヲ廢スヘシ

第四條 該制法ノ議決案ヲ以テ宜シク、記録局ニ回送シ、該局ニ於テ此ヲ其先行事案「先行事」按トハ該制法ヲ實行スルニ先クテ行フヘキコトノ條目ヲ云ト共ニ全國ニ布告シ、而テ又此ヲ其國簿ニ記録シ置クヘシ

エヌブーラリストラ

エベラ子タ



大清書

